

計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。また、国・県の動向や社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行います。

計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に準拠する法定計画として、総合的な観点から地域福祉を推進するために、本市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けた目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めます。

また、同時に本計画は、市民やボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的に取り組む実践計画として社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として定めます。

本計画は、福祉の総合化を目指す総合的な計画となることから、市の上位計画である「井原市第6次総合計画後期基本計画」をはじめ、関連計画との整合性を図りながら推進されるものです。

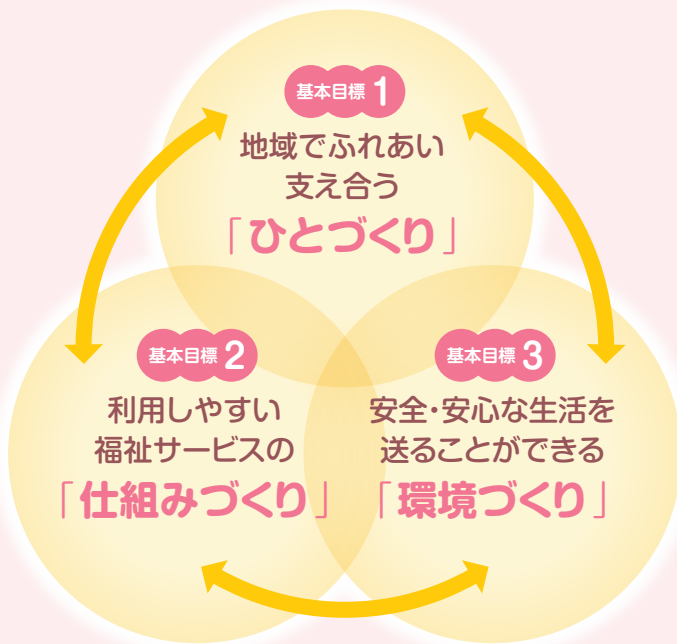
また、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、市と社会福祉協議会がパートナーシップを構築し、地域の生活課題や地域福祉推進の理念等を共有して、相互に連携を図りながら地域福祉を推進します。

基本理念の考え方

すべての市民がいいきと輝き、将来も井原に住み続けることができる魅力あるまちづくりを進めるため、「井原市第6次総合計画後期基本計画」における福祉分野の達成方針である「地域で支え合うあたたかいまちづくり」をうけ制定しました。



計画を推進する基本目標



基本目標 1 地域でふれあい支え合う 「ひとづくり」

住み慣れた地域で、すべての市民が安心して生活できるよう、隣近所で支え合い助け合うことで、困った時に助けを求められることができる地域(場・人)づくりを進めます。一人一人の市民が、地域の福祉課題を自分のこととしてとらえることができるよう、ボランティア意識を高める学習の場の提供を行い、福祉の担い手づくりを進めます。

基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」

福祉サービスの質的向上を進め、社会福祉協議会との連携を深め、市民に対してわかりやすく利用しやすいサービス提供体制を構築します。

基本目標 3 安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」

市民主体の見守り・支え合い活動を進めるとともに、関係機関と連携し緊急時に対応できる体制づくりを進めます。
また、市民が気軽に外出できるよう、地域で利用可能な交通(移動手段)が確保されたバリアフリーのまちづくりを進めます。

基本理念の実現をめざし、計画を効果的に推進するために、基本目標ごとに基本施策を定めます。
また、各基本施策において、市民・地域・社会福祉協議会・行政が取り組んでいくことの例は次の通りです。

基本目標 1 地域でふれあい 支え合う 「ひとづくり」

- 基本施策
- 1-1 地域福祉に関する啓発活動の推進
 - 1-2 地域福祉を支える人材づくり
 - 1-3 市民主体の地域福祉活動(関係団体の連携強化)



市民

- 地域の組織に加入し、市民同士の交流を深め、行事や活動へ積極的に参加します。
- 自分が得意とする分野などを生かし、ボランティア活動へ積極的に参加するよう努めます。また、そのための情報収集にも努めます。

地域

- 住民で整備した活動の場を活用して、世代を超えた交流、取組による一体感の醸成と笑顔で健康なまちへの意識を共有します。

社協

- 地区社会福祉協議会長、地区民生委員児童委員代表で組織する「ふれあいのまちづくり事業推進委員会」を定期的に開催し、地区間の情報提供や相互協力など、地域福祉の推進母体である地区社会福祉協議会の活性化を図ります。
- 福祉の支援を必要とする人を見つけるとともに地域福祉活動の担い手の養成を行い、活動できる環境を整備します。

行政

- 学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉教育や福祉に関する啓発を行います。
- 文化・スポーツ及び生涯学習の普及・振興を図るため、仕事や趣味で様々な知識や技能・特技・経験を身につけた人を指導者として登録し、紹介・斡旋を行う「井原市ふるさと人材バンク」の活用を進めます。

基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」

- 基本施策
- 2-1 サービス利用を促進するための仕組みづくり
 - 2-2 情報提供の充実
 - 2-3 相談体制の整備
 - 2-4 地域住民の活動拠点の整備
 - 2-5 権利擁護の仕組みづくり
 - 2-6 生活困窮者の自立支援



市民

- 身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員児童委員や行政などにつなげ、適切なサービス利用につなげます。
- 隣近所の人との交流に心がけ、悩みや不安を相談できる人間関係を構築します。

地域

- 活動を通じて得られた事例などの情報を共有する話し合いの機会を設けます。
- 地域団体が協力して、必要なサービスが届いていない人へ、サービスが届くよう支援します。

社協

- ボランティアに関する情報提供や関係機関・福祉施設、地域福祉活動に関する情報提供を行います。
- 健康の保持増進、世代間交流の促進、生きがいづくりの場を目的とする事業を行います。

行政

- 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者福祉計画・障害福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康いばら21」などの個別計画を着実に推進します。
- 判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、援助者が本人に代わって財産管理や生活の見守りなどを支援する「成年後見制度」の周知と「市民後見人」の養成を行います。